

鹿屋市表彰実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市表彰実施要綱（平成18年鹿屋市告示第183号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（スポーツ表彰推薦者の基準）

第3条 スポーツ表彰の推薦の対象となりうるものの選考の基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) スポーツ優秀部門 スポーツにおける功績により本市の名誉を高めたもののうち、その功績が特に顕著なもの
- (2) スポーツ奨励部門 スポーツにおける功績により市民に感銘を与え、希望と活力を与えたもの

附 則

この要綱は、令和6年9月20日から施行する。